

第1章 環境基本計画の体系と目標達成状況の概要

■川崎市における環境施策のあゆみ

川崎市では、1991（平成3）年に「川崎市環境基本条例」を制定するとともに、1994（平成6）年には、「川崎市環境基本計画」を全国に先駆けて策定し、総合的かつ計画的に環境行政を推進することにより、大気環境や河川水質の改善をはじめとして、ごみの排出量の減少、緑地の保全など成果を挙げてきました。

川崎市は、1924（大正13）年7月に川崎町・御幸村・大師町が合併し、人口48,394人のまちとして誕生しました。その後、埋立事業による京浜工業地帯の造成と、そこに立地した工業群により発展し、鉄鋼、電機、食料品、石油、化学などあらゆる産業の代表的企業が集積化しました。

1950年代は、朝鮮戦争を契機とし、戦前からの鉄鋼・機械工業の再生・復興に加え、発電所の建設、石油コンビナートなどの形成が進み、京浜工業地帯の中核として日本の高度経済成長時代（1960年代～70年代）を牽引しました。一方で、負の側面として急速な環境悪化を招き、大気汚染や水質汚濁など甚大な公害が起こりました。写真は1960年代の臨海部の様子です。上空に写る工場からのばい煙は、市民の生活に大きな影響を与えたことが伺われます。

このような厳しい状況の中、市は、市内39工場と大気汚染の防止に関する協定を締結するとともに、市独自の環境目標値の設定、地区別許容排出総量及び総量規制基準を相互に関連付けた、新たな公害防止条例を施行し、公害対策に積極的に取り組んできました。こうした取組により、市内の二酸化硫黄濃度は急速に改善され、1979（昭和54）年には、全測定局で環境目標値を達成しています。

その後も自動車環境対策等の取組により、2004（平成16）年に浮遊粒子状物質、2013（平成25）年に二酸化窒素、2016（平成28）年に微小粒子状物質（PM2.5）が初めて全測定局で環境基準を達成するなど、環境は大きく改善されました。



川崎の空（1960年代）



川崎の空（現在）

また、市では、公衆衛生の向上と生活環境の保全を目的として、1955（昭和30）年に全国で初めて機械式のごみ収集車両を導入し、1969（昭和44）年には、市内全域でごみの毎日収集を開始しました。さらに、4つのごみ焼却処理施設をバランスよく配置し、1971（昭和46）年にはごみの全量焼却体制を全国に先駆けて確立するなど、近代的なごみ処理システムの構築に努めてきました。

しかしながら、人口の増加や経済発展とともに、ごみの排出量が増え続け、市のごみ焼却能力の限界に迫る状況となり、1990（平成2）年に「ごみ非常事態」を宣言し、焼却対象ごみの減量に取り組むとともに、交通事情の悪化に伴う輸送効率の改善のため、1995（平成7）年には全国で初めて鉄道による廃棄物の運搬システムを導入しました。その後、空き缶・ペットボトルなどの資源物分別

収集の拡充を経て、2000年代に入ると、循環型社会形成推進基本法などの法整備を受け、ミックスパーやプラスチック製容器包装など、分別収集の拡大によるリサイクルを推進するとともに、普通ごみの収集回数の週2回への変更など、効果的・効率的な収集処理体制の構築を図り、2015（平成27）年4月からごみ焼却処理施設を3処理センター体制へ移行しました。2019（平成31）年2月に日本初となる廃棄物発電を活用したEVごみ収集車（電池交換型）を導入しました。この収集車は、廃棄物発電で得られる電気を使って電池を充電し、その電池を搭載して、収集・運搬作業を行います。

様々な取組の結果、2017（平成29）年度の1人1日当たりのごみの排出量（834g）が政令指定都市の中で最少となりました（環境省一般廃棄物処理実態調査）。

現在は、2016（平成28）年3月に策定した、「川崎市一般廃棄物処理基本計画（ごみ減量 未来へつなげる エコ暮らしプラン）」及び、2018（平成30）年3月に策定した、「川崎市一般廃棄物処理基本計画 第2期行動計画」等に基づき、取組を推進しています。

樹林地等の緑については、北西部地域における活発な宅地開発の進行などにより、緑地資源が大幅に減少することとなり、1960年代後半から衰退の一途をたどり始めました。そのような社会情勢の中、1973（昭和48）年には、全国に先駆けて「川崎市自然環境の保全及び回復育成に関する条例」を制定しましたが、市域における土地需要は旺盛で、開発圧力は依然根強く、緑地の面積は減少を続けました。こうした状況から、1999（平成11）年には、条例を全面的に改正した「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」を制定し、樹林地などの緑の保全・育成に加えて、そこに生息する動植物やその生育基盤となる土や水、緑などの自然の要素を総合的に捉え、緑の保全及び緑化の推進に関する施策を展開してきました。2018（平成30）年3月には、「川崎市緑の基本計画」を改定し、「多様な緑が市民をつなぐ地球環境都市かわさきへ」を基本理念に、市民協働による緑の保全、創出及び育成に加え、緑のストックを多様な主体とともに活用することによる緑の効用の発揮に向け、取組を推進しています。また、人と生き物のつながりを深め、生物多様性の保全を総合的に推進するための指針として、2014（平成26）年に「生物多様性かわさき戦略～人と生き物つながりプラン～」を策定し、川崎市の地域特性と生態系の多様性に着目して、人と生き物をつなぐ取組の推進を図っています。

世界共通の課題である地球温暖化対策については、1998（平成10）年に「川崎市地球環境保全行動計画」を策定したことを皮切りに、2009（平成21）年の「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例」制定や翌2010（平成22）年の「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」策定などにより取組を充実させ、推進してきました。取組にあたっては、市民・事業者・行政などによる地球温暖化対策のネットワーク組織である「川崎温暖化対策推進会議」の設立、地球温暖化対策推進法に基づく川崎市地球温暖化防止活動推進センターの指定、川崎市地球温暖化防止活動推進員の委嘱を行い、これらと連携した普及啓発を行うなど、市民・事業者・行政の協働により進めてきました。その後、2020年以降の温室効果ガス排出量削減等のための新たな国際的枠組みである「パリ協定」が発効したことなどを受け、2018（平成30）年3月に「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」を改定し、取組を進めています。

低炭素・公害対策・資源循環・エネルギー等に係る多くの環境技術や環境産業の集積などの「本市の強みと特徴」を活かした取組をグリーンイノベーションの取組として、より一層発展・拡大させるため、2014（平成26）年に「グリーン・イノベーション推進方針」を策定し、方針に基づく取組を推進しています。

■環境基本計画のめざす環境像

環境基本計画では、計画がめざす本市の「めざすべき環境像」を

「環境を守り 自然と調和した 活気あふれる 持続可能な市民都市 かわさき」

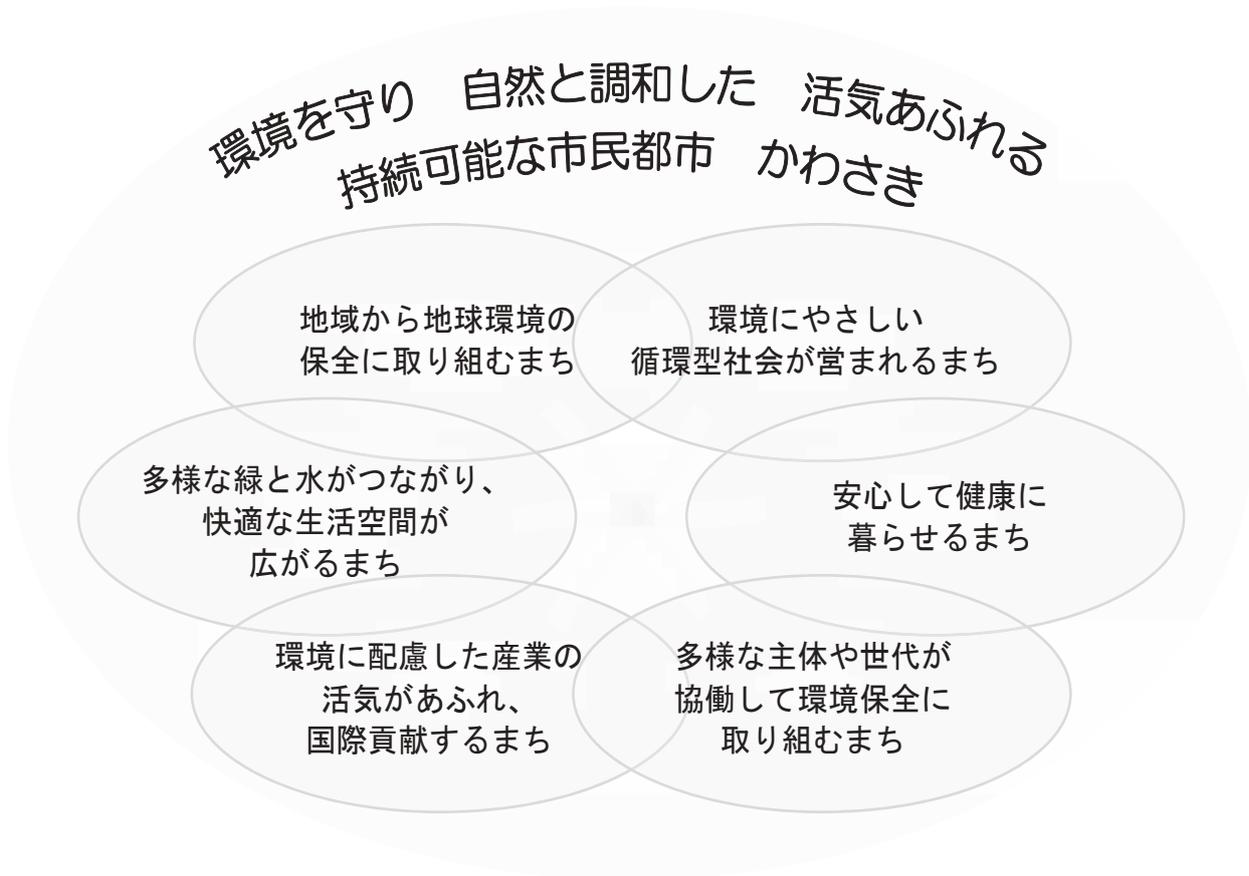
と定めています。

また、計画では、「めざすべき環境像」の実現を図るためのより具体的な像として、

- 地域から地球環境の保全に取り組むまち
- 環境にやさしい循環型社会が営まれるまち
- 多様な緑と水がつながり、快適な生活空間が広がるまち
- 安心して健康に暮らせるまち
- 環境に配慮した産業の活気あふれ、国際貢献するまち
- 多様な主体や世代が協働して環境保全に取り組むまち

の「6つのまちの姿」を示しています。

「6つのまちの姿」は、その実現に向けたそれぞれの取組を通して、一体となって「めざすべき環境像」の実現を支えます。



■環境政策ごとの体系

環境基本計画では、「めざすべき環境像」や「6つのまちの姿」の実現を図るため、「6つのまちの姿」の実現に向けた取組の方向性を表す「環境政策」を示しています。

さらに、計画では、環境政策ごとに基本的な取組の方向を示すものとして「施策の方向」を定め、施策の進捗状況を図るための指標を施策の方向ごとに示しています。

環境政策	施策の方向	指標
地域から地球環境の保全に取り組むまちをめざす	I-1 温室効果ガス排出量の削減等地球温暖化対策の推進	温室効果ガス排出量 低公害・低燃費車の普及台数 低CO ₂ 川崎ブランドの認定数（再掲）
	I-2 地域のエネルギー資源の有効かつ効率的な利用の促進	太陽エネルギー（太陽光・熱）利用量
	I-3 ヒートアイランド対策の推進	年間平均気温
	I-4 その他の地球環境保全	特定フロン等の環境濃度 硫酸化物排出量（工場・事業場） 窒素酸化物排出量（工場・事業場）（再掲）
環境にやさしい循環型社会が営まれるまちをめざす	II-1 一般廃棄物対策の推進	ごみ焼却量 一人一日当たりの普通ごみ排出量 家庭系の資源化率
	II-2 産業廃棄物対策等の推進	産業廃棄物排出量 産業廃棄物資源化率 産業廃棄物最終処分量
多様な緑と水がつながり、快適な生活空間が広がるまちをめざす	III-1 緑の保全・創出・育成	施策による緑地の保全面積（法・条例等により保全されている面積） 施策による農地の保全面積（農業振興地域農用地区域内農地、生産緑地地区内農地等） 緑化地面積（市街地における緑化地創出面積） 公園緑地面積（都市公園等の整備面積） 市民植樹運動による累計植樹本数
	III-2 健全な水循環の確保	透水性舗装道路面積 湧水地周辺整備数 河川流量 下水の高度処理普及率 環境整備延長 市民一人一日当たりの生活用水使用量
	III-3 生物多様性の保全	自然観察会等実施状況 市内の動植物等確認種数 保全管理計画作成地区数
	III-4 都市アメニティの増進	景観計画特定地区数 都市景観形成地区数 バリアフリー導入施設数 指定文化財等件数 公園緑地面積（都市公園等の整備面積）（再掲） レクリエーション施設の数

環境政策	施策の方向	指標
安心して健康に暮らせるまちをめざす	Ⅳ-1 大気環境の保全	大気汚染に係る環境基準、環境目標値達成状況
		二酸化窒素
		浮遊粒子状物質
		光化学オキシダント（光化学スモッグ）
		有害大気汚染物質
		微小粒子状物質（PM2.5）
		窒素酸化物排出量（工場・事業場）
		粒子状物質排出量（工場・事業場）
		公共交通機関利用者数（市営バス）
		自転車道総延長
	駐輪場数	
	Ⅳ-2 水質・土壌・地盤環境の保全	水質汚濁に係る環境基準、環境目標値達成状況
		健康項目（河川、海域）
		生活環境項目（多摩川水系の市内3河川のBOD、海域のCOD（B類型、C類型地点のすべて））
		底質に含まれる汚染物質の量
		工場・事業場における水質汚濁物質排出量
下水道普及率		
地下水汚染に係る環境基準達成状況		
土壌汚染の改善件数		
Ⅳ-3 化学物質の環境リスクの低減	市内のPRTR法対象事業所から排出される対象化学物質の排出状況	
	PRTR法対象化学物質のうち、特定第一種指定化学物質の排出量	
	PRTR法対象化学物質の届出排出量	
	ダイオキシン類に係る環境基準達成状況	
	有害大気汚染物質に係る環境基準達成状況	
Ⅳ-4 地域の生活環境の保全	騒音に係る環境基準達成状況（自動車、一般環境、新幹線）	
	騒音に係る苦情件数	
	振動に係る環境保全水準等達成状況	
	振動に係る苦情件数	
	悪臭の苦情件数	
	建造物影響に係る苦情件数	
環境に配慮した産業の活気があふれ、国際貢献するまちをめざす	Ⅴ-1 環境関連産業の振興・育成	低CO ₂ 川崎ブランドの認定数
		川崎国際環境技術展におけるビジネスマッチング数 かわさきグリーンイノベーションクラスター会員数
	Ⅴ-2 環境技術による国際貢献の推進	海外からの環境技術視察・研修の受入人数
		環境に係る国際会議・イベント等実施状況 環境技術開発に向けた事業者、大学、研究機関等との連携による共同研究の件数と実施内容
多様な主体や世代が協働して環境保全に取り組むまちをめざす	Ⅵ-1 環境教育・環境学習の推進	環境関連施設利用者数（環境学習センター等入館者数）
		環境教育・環境学習に関する講座・講習会開催状況
		環境学習活動や環境保全活動等の人材育成講座の修了生人数
		小・中学校における市民、事業者との協働による環境教育講座等の開催状況
		環境教育の体験の機会の場の認定数
	Ⅵ-2 環境パートナーシップの推進	協働による環境保全活動の実施状況
		資源集回収量
		市民植樹参加者数 まちの美化運動等参加者数
	Ⅵ-3 市の環境配慮の推進	公用車における低公害車・低排出ガス車普及台数
		グリーン購入の実施状況
市の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量		

■2018年度の総合的な評価の結果と環境政策ごとの達成状況

環境基本計画では、その進捗状況を評価するため、個別の指標を設定しています。「施策の方向」の評価については、数値により把握することができる指標の進捗状況により行います。

また、これらの評価結果を集約することで、環境政策ごとに設定された総合的目標の達成状況を目安として把握し、計画の総合的な点検・評価を行う上で活用します。

個別の指標の評価方法

個別の指標を評価するに当たっては、経年的な改善の度合いと目標達成に向けた改善の度合いの2つの観点を取り入れるものとし、原則5段階評価を行います。

なお、同値の場合は中間値の評価とします。

経年的な改善の度合いについては、評価年における前年度からの改善について評価し、目標達成に向けた改善の度合いについては、評価年における基準値との比較により評価します。

具体的には、下表のように評価します。

【目標を持つ指標の評価】

目標値を持つ指標については、年度ごとに基準値を設定します（計画初年度における目標に対する改善度10%、2年目20%…10年目100%のイメージ）。評価は、設定した基準値に対して改善しているか否か（対基準値）、また、前年度に対して改善しているか否か（対前年度）という2つの観点から行います。

【目標を持たない指標の評価】

目標値を持たない指標については、基準値ではなく基準年度に対して改善しているか否か（対基準年度）、また、前年度に対して改善しているか否か（対前年度）という2つの観点から、評価を行います。

【指標の評価イメージ】

対前年度 対基準値 (対基準年度)	－	＝	＋
－（悪い）	1	1.5	2
＝（同値）	2.5	3	3.5
＋（良い）	4	4.5	5

評価 5：達成状況が対基準値、対前年度のいずれにおいても良い
 （評価 4.5：達成状況が対基準値では良いが、対前年度は同値）
 評価 4：達成状況が対基準値では良いが、対前年度では悪い
 （評価 3.5：達成状況が対基準値では同値だが、対前年度では良い）
 評価 3：達成状況が対基準値、対前年度のいずれも同値
 （評価 2.5：達成状況が対基準値では同値だが、対前年度では悪い）
 評価 2：達成状況が対基準値では悪いが、対前年度では良い
 （評価 1.5：達成状況が対基準値では悪いが、対前年度は同値）
 評価 1：達成状況が対基準値、対前年度のいずれにおいても悪い

※指標が上限に達している場合には、同値であっても良いとして評価します。

政策ごとの総合的な評価方法

計画の総合的な評価は、環境政策ごとの総合的な評価を次のような3つの段階で行い、レーダーチャートでわかりやすく図示します。

指標評価：個別の指標の達成状況を経年的な改善の度合いと目標達成に向けた改善の度合いから評価します。

方向評価：「総合的な評価」に用いる「指標評価」の平均から「施策の方向」の達成状況の評価します。

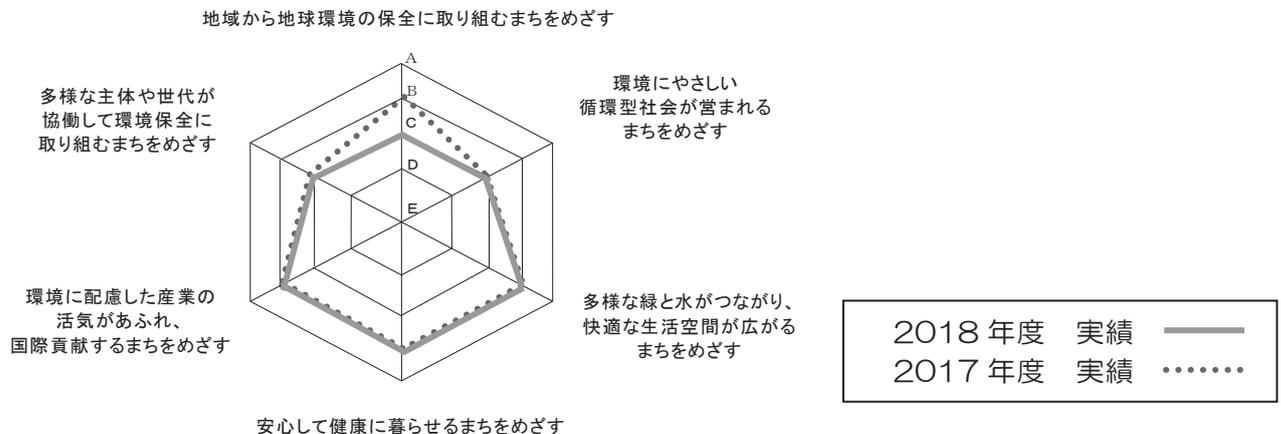
総合的な評価：環境政策ごとに環境政策の総合的目標に対する達成状況を指標評価の成果分析や他の要因等を含め把握し、総合的かつ定性的に評価します。

なお、総合的な評価の達成状況の区分は、「指標評価」の集約した結果を基本に、指標に含まれない環境政策レベルで大きな影響を及ぼした事項等を考慮し、5段階に区分します。

2018年度の総合的な評価の結果

6つのまちの姿の実現に向けた取組の方向性を表す環境政策ごとの総合的な評価の達成区分について、「B」の「目標を達成するなど施策は進捗している」ものは3つあり、「C」の「概ね施策は進捗している」ものは3つとなるなど、全体として計画は順調に進捗しています。

なお、2018年度における環境政策ごとの指標評価、方向評価、総合的な評価は次ページ以降を参照してください。また、詳しい施策の進捗状況等については、第3章を御覧ください。



- 達成状況 A：目標を大きく超えて達成するなど、施策が順調に進捗している。
- 達成状況 B：目標が達成するなど施策が進捗している。
- 達成状況 C：概ね施策は進捗している。
- 達成状況 D：施策は進捗しているものの、目標達成に向けた取組が必要である。
- 達成状況 E：目標を下回るなど、目標達成に向けてはより一層の取組が必要である。

環境政策 地域から地球環境の保全に取り組むまちをめざす

【環境政策の目標】〔総合的目標〕

地球温暖化の進行を防ぐために、すべての主体が日常生活や事業活動において化石燃料の消費削減とともに、エネルギーの効率的な利用や循環利用、再生可能エネルギー源の導入・使用などの努力を重ね、また地域全体として、環境に配慮した交通体系、まちの構造、建造物、設備等への計画的な転換を図り、温室効果ガスの排出量を大幅に削減した低炭素社会の実現をめざします。同時に、都市気温が著しく上昇するヒートアイランド現象の抑制を図ります。

また、オゾン層の保護、酸性雨の防止をはじめとし、森林の保全その他の様々な地球規模の環境問題の解決にも取り組み、地域から地球環境を保全するための取組を進めるまちをめざします。

目標・指標の達成状況	施策の方向 I-1 温室効果ガス排出量の削減等地球温暖化対策の推進	指標評価	方向評価
	■指標：温室効果ガス排出量 ・2016年度の市内の総排出量(暫定値)は2,263万トンCO ₂ (対前年度：10万トンCO ₂ 増加、対基準年度(※)：19.1%減少) ・2017年度の市内の総排出量(暫定値)は2,277万トンCO ₂ (対前年度：14万トンCO ₂ 増加、対基準年度(※)：18.6%減少) 二酸化炭素の2016年度の排出量(暫定値)は2,212万トンCO ₂ 、2017年度の排出量(暫定値)は2,228万トンCO ₂ ※基準年度：二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素は1990年度、その他は1995年度 注：温室効果ガス排出量の達成状況の評価は2017年度暫定値を用いています。 注：国の温室効果ガス総排出量算定方法ガイドラインに基づき、川崎市域の温室効果ガス排出量を算定しています。	1	1
	施策の方向 I-2 地域のエネルギー資源の有効かつ効率的な利用の促進	指標評価	方向評価
	■指標：太陽エネルギー(太陽光・熱)利用量 ・太陽光発電設備導入量 約84,000kW(推計) (対前年度:約3,000kW増加、対基準値:多い)	5	5
	施策の方向 I-3 ヒートアイランド対策の推進	指標評価	方向評価
	■指標：年間平均気温 ・17.6℃(中原区)(対前年度：1.0℃上昇、対基準年度：高い) 臨海部(大師・川崎)の年間平均気温は17.1℃、内陸部(幸・中原・高津)の年間平均気温は17.1℃、丘陵部(宮前・多摩・麻生)の年間平均気温は17.0℃	1	1
施策の方向 I-4 その他の地球環境の保全	指標評価	方向評価	
■指標：特定フロン等の環境濃度 ・池上自動車排出ガス測定局、大師・中原・多摩一般環境大気測定局4地点の平均濃度は、フロン-11が0.25ppb、フロン-12が0.54ppb、フロン-113が0.068ppb (対前年度：同値、対基準年度：同値)	3	3	

総合的な評価	
・地球温暖化対策については、川崎市地球温暖化対策推進基本計画に基づき、創エネ・省エネ・蓄エネを組み合わせた総合的な取組などを推進することで化石燃料の削減や再生可能エネルギーの着実な導入を図っています。 ・市内の温室効果ガス排出量については、目標に達しないものの、排出量の7割以上を占める産業系(産業部門やエネルギー転換部門など)で減少しており、基準年度と比較し、18.6%の削減となっています。 ・年間平均気温については、対前年度で1.0℃上昇し、基準年度の2009年度と比較しても0.9℃高い状況です。これは、夏期に太平洋高気圧と上層のチベット高気圧がともに日本付近に張り出し続け、東日本で記録的な高温となっていたためと考えられます。 ・以上のことから、環境政策「地域から地球環境の保全に取り組むまちをめざす」については、上記のとおり概ね施策は進捗しているため、総合的な評価の達成区分を「C」としています。	C

環境政策 環境にやさしい循環型社会が営まれるまちをめざす

【環境政策の目標】〔総合的目標〕

環境負荷の低減につながる3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組を基本として、天然資源の消費を抑制し、排出された廃棄物の適正な処理を進めるとともに、資源化などの先進的な環境技術の導入やごみの発生・排出抑制につながる市民、事業者、市の各主体の環境配慮行動を促すことで、都市の利便性や活気を保ちつつ、環境にできる限り負荷をかけない循環型社会の実現をめざします。

目標・指標の達成状況	施策の方向 II-1 一般廃棄物対策の推進	指標評価	方向評価
	■指標：ごみ焼却量 ・356,233トン（対前年度：2,936トン減少、対基準値：少ない）	5	3
	■指標：一人一日当たりの普通ごみ排出量 ・432g（対前年度：7g減少、対基準値：多い）	2	
	■指標：家庭系の資源化率 ・26.6%（対前年度：0.6%減少、対基準値：少ない）	1	
	施策の方向 II-2 産業廃棄物対策等の推進	指標評価	方向評価
	■指標：産業廃棄物排出量 ・2,743千トン（対前年度：39千トン減少）	2	4
■指標：産業廃棄物資源化率 ・66.0%（2014年度産業廃棄物実態調査） 注：集計方法等が異なることから今年度は評価しないものとします。	-		
■指標：産業廃棄物最終処分量 ・22千トン（対前年度：7千トン減少）	5		

総合的な評価	
<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物対策については、川崎市一般廃棄物処理基本計画（2016年3月策定）に基づき、地球環境にやさしい持続可能なまちの実現をめざして、市民・事業者・行政の協働により“エコ暮らし”を実践し、さらに3Rを進めています。 一人一日当たりの普通ごみ排出量については、432gとなっています。 ごみ焼却量については、人口が増加している中で基準値と比較して少なくなっており、対前年度では2,936トン減少しています。一方、家庭系の資源化率は、対前年度では0.6%減少し、対基準値と比較して3.0%少ない状況です。これは、ペーパーレス化等の影響により、新聞、雑誌等の回収量が減少したことが考えられます。 以上のことから、環境政策「環境にやさしい循環型社会が営まれるまちをめざす」については、上記のとおり概ね施策は進捗しているため、総合的な評価の達成区分を「C」としています。 	C

環境政策 多様な緑と水がつながり、快適な生活空間が広がるまちをめざす

【環境政策の目標】〔総合的目標〕

本市は多摩丘陵や多摩川崖線に存する樹林地や農地、多摩川をはじめとする河川や湧水、東京湾など多様な自然的環境資源に恵まれた地域です。こうした緑と水のつながりを充実させるために、その保全・創出・育成に取り組み、緑と水のネットワークを市域全体に広げ、豊かな水辺や健全な水循環が保たれ、快適な生活空間が広がり、良好な環境と安らぎが得られるまちをめざします。また、市域に生息する生物の生息・生育地の保全・創出に取り組み、生物多様性の保全に努め、身近に生き物とふれあえる機会の創出に努めます。

また、人口増加や都市の成長が当面続くと見込まれる本市で、良好な都市アメニティが得られ快適に暮らせるよう、優れた都市景観の形成や歴史的文化的遺産の保全・活用などを図ります。

目標・指標の達成状況	施策の方向 Ⅲ-1 緑の保全・創出・育成	指標評価	方向評価
	■指標：緑地保全面積 ・特別緑地保全地区や緑の保全地域等は計 243ha （対前年度：1ha 増加、対基準値：少ない）	2	3
	■指標：農地保全面積 ・農業振興地域農用地域内農地や生産緑地地区内農地等は計 364ha （対前年度：1 ha 減少、対基準値：同値）	2.5	
	■指標：緑化地面積 ・市街地における緑化地創出面積は計 361 ha （対前年度：1 ha 増加、対基準値：多い）	5	
	■指標：公園緑地面積 ・都市公園や臨海公園等の整備面積は計 785ha （対前年度：3ha 増加、対基準値：少ない）	2	
	施策の方向 Ⅲ-2 健全な水循環の確保	指標評価	方向評価
	■指標：湧水地周辺整備数 ・湧水地整備累計 9 か所（対前年度：増減なし、対基準年度：多い）	4.5	5
	■指標：河川流量 ・多摩川本川の平均流量は 15.21.~21.81m ³ /秒（平均 18.85m ³ /秒） （対前年度：平均 2.36m ³ /秒増加、対基準年度：多い）	5	
	■指標：環境整備延長 ・環境整備延長は 12,750m（対前年度：28m増加、対基準年度：多い）	5	
	■指標：市民一人一日当たりの生活用水使用量 ・235 リットル（対前年度：1 リットル減少、対基準年度：少ない）	5	
施策の方向 Ⅲ-3 生物多様性の保全	指標評価	方向評価	
■指標：自然観察会等実施状況 ・生田緑地観察会ほか：147 回開催（対前年度：4 回増加、対基準年度：多い）	5	5	
■指標：市内の動植物等確認種数 ・植物：1,353 種、鳥類：210 種、哺乳類：18 種、両生類・爬虫類：22 種 ※調査方法等の変更のため、今年度は評価しないものとします。	—		
■指標：保全管理計画作成地区数 ・高石特別緑地保全地区など 30 地区の保全管理計画を策定 （対前年度：1 地区増加、対基準年度：多い）	5		
施策の方向 Ⅲ-4 都市アメニティの増進	指標評価	方向評価	
■指標：景観計画特定地区数 ・6 地区（対前年度：増減なし、対基準年度：多い）	4.5	5	
■指標：バリアフリー導入施設数 ・エレベーター：76 基、エスカレーター：14 基（対前年度：増減なし、対基準年度：多い）	4		
■指標：指定文化財等件数 ・計 162 件（対前年度：2 件増加、対基準年度：多い）	5		

総合的な評価	
<ul style="list-style-type: none">・緑の基本計画、水環境保全計画、生物多様性かわさき戦略に基づく様々な施策の推進により、緑の保全・創出・育成、健全な水循環の確保、生物多様性の保全、都市アメニティの増進に向け、取組を推進しています。・公園緑地や市街地等における緑化地創出については、目標を達成するなど取組は進捗しています。・一方、農地については、保全面積が減少しているものの、生産緑地地区の指定の推進などの取組を進めており、良好な環境と安らぎが得られるまちをめざした取組を進めています。・以上のことから、環境政策「多様な緑と水がつながり、快適な生活空間が広がるまちをめざす」については、目標を達成するなど施策が進捗しているため、総合的な評価の達成区分を「B」としています。	B

環境政策 安心して健康に暮らせるまちをめざす

【環境政策の目標】〔総合的目標〕

本市は公害問題の克服をめざし、積極的な環境行政を進めたことにより、大気や水質などの環境は改善に向かってきました。更なる環境改善に向けて、未解決の課題や新たな問題に対応するため、事業者や市民の協力による環境負荷の低減、環境の監視や調査による問題の未然防止などに取り組み、大気や水、土壌のきれいさや安全性を守り、化学物質の環境リスクを低減して環境汚染を防ぐことで安心して健康に暮らせるまちをめざします。

また、騒音、振動や悪臭への対策を進め、静かで悪臭物質の排出が抑制された環境が享受されるよう努めるとともに、建築物や工作物の建設の際の要請、助言、指導などにより著しい建造物影響が生じない空間の創出を促進します。

目標・指標の達成状況	施策の方向 IV-1 大気環境の保全	指標評価	方向評価
	■指標：大気環境に係る環境基準・環境目標達成状況		
	<ul style="list-style-type: none"> 二酸化窒素：一般局9局、自排局9局全局で環境基準を達成（達成率：100%）環境目標値は、全測定局18局で非達成（達成率：0%）（対前年度：増減なし、対基準年度：高い） 	5	4
	<ul style="list-style-type: none"> 光化学オキシダント：一般局9局全局で環境基準を非達成（達成率：0%）光化学スモッグ注意報は6日発令。健康被害の届出は1人。（対前年度：増加、対基準年度：多い） 	1	
	<ul style="list-style-type: none"> 微小粒子状物質（PM2.5）：測定を行った一般局8局、自排局7局全局で環境基準を達成（達成率：100%）（対前年度：増減なし、対基準年度：高い） 	5	
	■指標：窒素酸化物排出量（工場・事業場） <ul style="list-style-type: none"> 工場・事業場からの排出8,332トン（対前年度：585トン減少、対基準値：少ない） 	5	
	施策の方向 IV-2 水質・土壌・地盤環境の保全	指標評価	方向評価
	■指標：水質汚濁に係る環境基準・環境目標値達成状況		
	<ul style="list-style-type: none"> 生活環境の保全に関する生活環境項目 <ul style="list-style-type: none"> 多摩川水系の市内河川のBODは、3河川すべてで環境基準達成（達成率100%） 海域のCODはB類型のすべての測定地点で環境基準不適合、C類型のすべての測定地点で環境基準適合 水環境保全に掲げる環境目標 <ul style="list-style-type: none"> 市内河川では、12河川すべてでBODの目標を達成、12河川中10河川でCODの目標を達成 生物調査結果ではAA目標の五反田川で4種類、二ヶ領本川で9種類、二ヶ領本川宿河原線で6種類、二ヶ領用水円筒分水下流で5種類の魚類が確認された。 	3	4
	■指標：地下水汚染に係る環境基準達成状況 <ul style="list-style-type: none"> 揮発性有機化合物は、調査した60地点中48地点で環境基準を達成（達成率80%）（対前年度：低い、対基準年度：高い） 全シアン等の有害物質のうち、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は、調査した32地点中25地点で環境基準を達成（達成率78%）（対前年度：低い、対基準年度：低い） その他の有害物質は、調査した18地点全地点で環境基準を達成（達成率100%）（対前年度：同値、対基準年度：高い） 	3.5	
施策の方向 IV-3 化学物質の環境リスクの低減	指標評価	方向評価	
■指標：市内のPRTR法対象事業所から排出される対象化学物質の排出状況			
<ul style="list-style-type: none"> 特定第一種指定化学物質の排出量 2017年度の排出量は62,094kg（対前年度：4.9%減少、対基準値：少ない） 	5	5	
<ul style="list-style-type: none"> 2017年度のPRTR法対象化学物質の届出排出量は1,124t（対前年度：39トン増加、対基準値：少ない） 	4		

施策の方向 IV-4 地域の生活環境の保全	指標評価	方向評価
<p>■指標：騒音に係る環境基準達成状況（自動車、新幹線）</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車騒音は、背後地を含めた30地点で測定し、全ての時間帯で環境基準に適合している地点は21地点（達成率70%）で、いずれかの時間帯で環境基準に適合した地点は4地点。他の5地点は全ての時間帯で環境基準に不適合（対前年度：9%増加、対基準値：高い） 新幹線の騒音は2地点で測定し、環境基準に適合（達成率：100%）（対前年度：増減なし、対基準値：高い） 	5	5
<p>■指標：振動に係る環境保全水準等達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路交通振動は、測定を行った4地点において、全ての時間帯で環境保全水準（要請限度）に適合（達成率：100%）（対前年度：増減なし、対基準値：同値） 新幹線の振動は、2地点で測定し、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策」に定める指針値に適合（達成率：100%）（対前年度：増減なし、対基準値：同値） 	5	

総合的な評価	
<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染防止法などの各種法令や川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づき、大気・水質・土壌・地盤・化学物質等の環境の保全に向けた様々な施策を推進しています。 二酸化窒素については、4年連続で全測定局において対策目標値を達成したほか、微小粒子状物質（PM2.5）については、3年連続で測定を行った全局において環境基準を達成しています。 光化学オキシダントについては、環境基準を非達成となっています。光化学スモッグの発令日数は対前年度で2日増加し、健康被害の届出が1件ありました。 水質や土壌、化学物質、騒音、振動などの取組は概ね目標を達成するなど順調に推移しています。 以上のことから、環境政策「安心して健康に暮らせるまちをめざす」については、目標を達成するなど施策が進捗しているため、総合的な評価の達成区分を「B」としています。 	B

環境政策 環境に配慮した産業の活気があふれ、国際貢献するまちをめざす

【環境政策の目標】〔総合的目標〕

地域環境や地球環境を保全するためには、環境負荷の低減に寄与する技術の開発や産業の振興が不可欠です。また、いずれの産業においても環境対策・環境配慮が行われ、環境の保全・創造を基調とする社会経済活動が営まれることが重要であり、これらの結果が地域経済の活性化や雇用創出につながるものが大切です。以上のような環境と経済の好循環の実現、都市と産業との共生に向けて、国内はもとより海外への技術移転や人の交流等を進めることで、環境技術による国際貢献を果たし、環境保全を支える産業と社会の活力があふれるまちをめざします。

目標・指標の達成状況	施策の方向 V-1 環境関連産業の振興・育成	指標評価	方向評価
	■指標：低CO₂川崎ブランドの認定数 ・累計数 85 件（対前年度：9 件増加、対基準年度：多い）	5	5
	■指標：川崎国際環境技術展におけるビジネスマッチング数 ・件数 780 件（対前年度：113 件増加、対基準年度：多い）	5	
	■指標：かわさきグリーンイノベーションクラスター会員数 ・会員数 76 社（対前年度：13 社増加、対基準年度：多い）	5	
	施策の方向 V-2 環境技術による国際貢献の推進	指標評価	方向評価
	■指標：海外からの環境技術視察・研修の受入人数 ・受入人数 918 人（エコタウン施設 464 人、その他 454 人） （対前年度：153 人減少、対基準年度：少ない）	1	3
■指標：環境技術開発に向けた事業者、大学、研究機関等との連携による共同研究の件数と実施内容 ・累計件数 66 件：微細藻類の新大量培養システムの研究開発ほか （対前年度：5 件増加、対基準年度：多い）	5		

総合的な評価	
<ul style="list-style-type: none"> 本市の強みと特徴である環境技術・産業の集積を活かし、環境技術・環境産業の振興や国際貢献の推進に向けた取組を一層発展・拡大するため、「川崎市グリーン・イノベーション推進方針」等に基づき、環境と経済の好循環の実現、都市と産業の共生に向けた取組を推進しています。 低CO₂川崎ブランドの認定や川崎国際環境技術展におけるビジネスマッチング、産学公民が連携した共同研究などの施策については、順調に進捗しています。 また、JICA 草の根技術協力事業（地域活性化特別枠）を利用し、インドネシア共和国バンドン市との都市間連携を強化しています。 以上のことから、環境政策「環境に配慮した産業の活気があふれ、国際貢献するまちをめざす」については、目標を達成するなど施策が進捗しているため、総合的な評価の達成区分を「B」としています。 	B

環境政策 多様な主体や世代が協働して環境保全に取り組むまちをめざす

【環境政策の目標】〔総合的目標〕

本市において日常生活や事業活動を営む多様な主体が、地域や地球の環境について学び、自らの活動の環境への負荷が低減されるよう環境配慮を取り入れるとともに、様々な主体や世代が協働して環境の保全及び創造に積極的に取り組む社会をめざします。

目標・指標の達成状況	施策の方向 VI-1 環境教育・環境学習の推進	指標評価	方向評価
	■指標：環境関連施設利用者数（環境学習センター等入館者数） ・エコ暮らし未来館：12,925人、エコ暮らし環境館：12,680人、橋リサイクルコミュニティセンター学習室：121人（対前年度：3,721人減少、対基準年度：多い）	4	5
	■指標：環境教育の体験の機会の場の認定数 ・認定数：5施設 （対前年度：増減なし、対基準年度：多い）	4.5	
	施策の方向 VI-2 環境パートナーシップの推進	指標評価	方向評価
	次の協働による環境保全活動の実施状況		
	■指標：資源集団回収量 ・38,642トン（対前年度：2,169トン減少、対基準値：少ない）	1	2
	■指標：市民植樹祭参加者数 ・196人（対前年度：165人減少、対基準年度：少ない）	1	
	■指標：まちの美化運動等参加者数 ・28,564人（対前年度：30,699人減少、対基準年度：多い） ＊台風24号の接近のため、市内統一美化活動の実施を中止しました。	4	
	施策の方向 VI-3 市の環境配慮の推進	指標評価	方向評価
	■指標：公用車における低公害・低燃費車普及台数 ・保有している公用車は1,651台で、そのうち1,493台が九都県市指定低公害車（対前年度：0.3%増加、対基準年度：多い）	5	3
■指標：グリーン購入の実施状況 ・紙類の平均：96.0%、文具類の平均：79.5% （対前年度：減少、対基準値：少ない）	1		
■指標：市の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量 ・温室効果ガス総排出量：407,745トンCO ₂ （対前年度11,772トンCO ₂ 増加、対基準値：多い）	1		

総合的な評価	
<ul style="list-style-type: none"> 本市では、市民、事業者、行政が様々な形で積極的に環境教育・学習に取り組むほか、協働して環境保全活動を行うなど、環境に配慮した取組を進めています。 資源集団回収量については、ペーパーレス化等の影響により、新聞・雑誌等の回収量が減少しています。 市の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量については、基準値と比較して多くなっており、施設のエネルギー使用や廃棄物焼却による温室効果ガス排出量の増加により、対前年度で11,772トンCO₂増加しています。 以上のことから、環境政策「多様な主体や世代が協働して環境保全に取り組みまちをめざす」については、概ね施策は進捗しているため、総合的な評価の達成区分を「C」としています。 	C

重点目標の達成状況（概要）

環境基本計画では「6つのまちの姿」の実現ために積極的に取り組む重点分野を明らかにし、各分野における取組や目標を示しています。

ここでは、重点分野ごとに、重点目標の達成状況の概要を示します。重点目標の詳しい達成状況、進捗状況等については、第2章を御覧ください。

6つのまちの姿	重点分野	重点目標・指標 (目標年度：特記がない場合は2020年度までの目標)
地域から地球環境の保全に取り組むまち	地球温暖化・エネルギー対策の推進	①2030年度までに1990年度比30%以上の温室効果ガス排出量の削減を目指す。
環境にやさしい循環型社会が営まれるまち	一般廃棄物対策の推進	①ごみ焼却量：2021年度までに34.4万トン 上記目標の達成に向けて、次の点に留意するものとする。 ②一人一日当たりの普通ごみ排出量：2021年度までに407g ③家庭系の資源化率：2021年度までに32%
多様な緑と水がつながり、快適な生活空間が広がるまち	緑の保全・創出・育成	①緑地の保全：施策による緑地の保全面積：2027年度までに300ha ②農地の保全：施策による農地の保全面積：2027年度までに343ha ③公園緑地の整備：都市公園等の整備面積：2027年度までに830ha ④協働による緑の保全・創出・育成の取組： 市民植樹運動による累計植樹本数：2027年度までに150万本以上
安心して健康に暮らせるまち	大気環境対策の推進	①二酸化窒素：二酸化窒素濃度について全測定局で対策目標値の達成を維持するとともに、達成後は当面の目標として、対策目標値の下限値の0.04ppm又はそれ以下を目指す。 ②光化学オキシダント：環境基準の達成を目指すとともに、当面の目標として光化学スモッグ注意報の発令日数0日を目指す。 ③微小粒子状物質（PM2.5）：環境基準の早期達成を目指す。
	化学物質対策の推進	①市内のPRTR法対象事業所から排出されるPRTR法の特定第一種指定化学物質の排出量：2008年度（114,812kg）を基準年度として、2018年度までに30%削減すること。
環境に配慮した産業の活気あふれ国際貢献するまち	環境に配慮した産業の振興と国際貢献の推進	①海外からの環境技術視察・研修の受入人数：基準年度（2009年度1,143人）より増やすこと。 ②環境に係る国際会議・イベント等実施状況 ③環境技術開発に向けた事業者、大学、研究機関等との連携による共同研究の件数と実施内容
多様な主体や世代が協働して環境保全に取り組むまち	環境教育・環境学習の推進	①環境教育・環境学習に関する講座・講習会開催状況 ②環境学習活動や環境保全活動等の人材育成講座の修了生人数： 2010年度から2020年度までに延べ800人 ③小・中学校における市民、事業者との協働による環境教育講座等の開催状況
	環境パートナーシップの推進	①資源集団回収量：2025年度までに49,800トン ②市民植樹参加者数：基準年度（2009年度250人(市主催分)）より増やすこと。 ③まちの美化運動等参加者数：基準年度（2009年度15,104人(多摩川美化活動参加者)）より増やすこと。

※目標・指標は2018年度時点のものです。

重点目標の達成状況 (年度についての特記がない場合は2018年度のデータ)						
①市内の温室効果ガス総排出量及び基準年度比較						
温室効果ガス	基準年度	2015年度	2016年度 (暫定値)	2017年度 (暫定値)	基準年度 との比較	
総排出量	2,799	2,253	2,263	2,277	△18.6%	
削減率(基準年度比)	—	△19.5%	△19.1%	△18.6%		
内訳	二酸化炭素	2,547	2,202	2,212	2,228	△12.6%
	メタン	1.5	2.8	3.0	3.0	95.7%
	一酸化二窒素	7.5	9.7	9.3	9.6	28.9%
	HFCs	30.8	30.7	33.3	32.8	6.8%
	PFCs	20.7	3.2	2.3	2.6	△87.4%
	六ふっ化硫黄	191.2	5.1	2.8	1.3	△99.3%
	三ふっ化窒素	0	0	0	0	—
※国の算定マニュアルの改定、統計書の修正等にに伴い再算定した値であり、これまでの公表値と異なります。						
①ごみ焼却量：356,233 トン ②市民一人一日当たりの普通ごみ排出量：432 g ③家庭系の資源化率：26.6%						
①緑地の保全：施策による緑地の保全面積：243ha ②農地の保全：施策による農地の保全面積：364ha ③公園緑地の整備：都市公園等の整備面積：785ha ④協働による緑の保全・創出・育成の取組：市民植樹運動による累計植樹本数:約94万9千本						
①二酸化窒素：一般環境大気測定局（一般局）においては、16年連続9局全局で対策目標値を達成 自動車排出ガス測定局（自排局）においては、4年連続9局全局で対策目標値を達成 ②光化学オキシダント：一般局9局全局で、環境基準を非達成、光化学スモッグ注意報の発令日数は6日 ③微小粒子状物質（PM2.5）：一般局においては8局全局、自排局においては7局全局で環境基準を達成						
①市内のPRTR法対象事業所から排出されるPRTR法の特第一種指定化学物質の排出量： 2017年度の排出量は、62,094 kg、基準年度に比べて45.9%削減						
①海外からの環境技術視察・研修の受入人数：エコタウン受入人数464人、エコタウンを除く受入人数454人 合計918人 ②環境に係る国際会議・イベント等実施状況：川崎国際環境技術展2018、川崎国際エコビジネスフォーラム2018を開催 ③環境技術開発に向けた事業者、大学、研究機関等との連携による共同研究の件数と実施内容： 共同研究件数：累計66件、微細藻類の新大量培養システムの研究開発等						
①環境教育・環境学習に関する講座・講習会開催状況：出前ごみスクール、ふれあい出張講座：合計255回 ②環境学習活動や環境保全活動等の人材育成講座の修了生人数：人材育成講座修了生延べ812人 修了生人数：地域環境リーダー（15人）、緑化推進リーダー（19人）、里山ボランティア（22人） ③小・中学校等における市民、事業者との協働による環境教育講座等の開催状況： 川崎市地球温暖化防止活動推進センターや各推進員プロジェクトによる出前授業開催件数：69回						
①資源集団回収量：38,642 トン ②市民植樹参加者数：196人 ③まちの美化運動等参加者数：28,564人						